

## 第17 定期点検

- 1 製造所等の定期点検の方法については、次の通知等によるものとする。
  - (1) 製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について（H3. 5. 29消防危第48号通知、H11. 6. 15消防危第57号通知、H13. 3. 27消防危第37号通知、H20. 9. 30消防危第350号通知、H21. 2. 27消防危第34号通知、H22. 12. 28消防危第297号質疑、H31. 4. 15消防危第73号通知、R3. 3. 26消防危第43号通知）
  - (2) 地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について（H16. 3. 18消防危第33号通知、H19. 3. 28消防危第66号通知、H22. 7. 8消防危第144号通知、R1. 8. 27消防危第120号通知、R6. 7. 31消防危第223号通知）

漏れ点検の実施時期について、完成検査証の交付を受けた日又は直近において点検を行った日を起点とし、次回の点検の実施時期は、対象となる設備等の種類に応じた周期に基づき（移動タンク貯蔵所にあつては5年周期）、当該期間を経過する日の属する月末までに実施すること。ただし、次に掲げる措置を講じている場合は、移動タンク貯蔵所の漏れ点検周期の延長することができる。

ア 監視カメラ、各種計測システム等の装置を設置することにより、法の技術上の基準に適合していること及び移動タンク貯蔵所の漏れを常時監視することが可能であること。

イ アに例示した装置の設置以外の措置として、法第10条第4項の技術上の基準に適合していることについて行う点検や、移動タンク貯蔵所の漏れについて行う点検に関し、同等以上の効果を有する措置が講じられている場合。
  - (3) (2)のうち地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に係る概要については、別添のとおりである。
  - (4) 定期点検周期延長（移動タンク貯蔵所、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れ点検を除く。）（R6. 7. 31消防危第223号通知）

ア 危則第62条の4第1項第2号の措置が技術基準の点検における一部の点検項目のみに係るもので、保安上支障がないと認められる場合。ただし、当該措置により点検を別に定めた項目以外の点検項目については、危則第62条の4第1項本文の点検期限により定期点検を行うこと。

イ 危則第62条の4第1項第2号又は危則第62条の5の4第2号に該当する場合に市長が定める点検期限については、それぞれの措置の内容に応じて、保安上支障がない期限を定めるものであること。
  - (5) 顧客自らに給油等をさせる給油取扱所におけるパッケージ型固定泡消火設備のうち泡放出口の機能の適否に関する点検を、水又は不活性ガスの放出による確認とすることができる。（H31. 4. 19消防危第81号通知）
  - (6) 危則第62条の4第1項ただし書、第62条の5の2第2項ただし書、第62条の5の3第2項ただし書及び第62条の5の4第2項ただし書が適用される場合とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき指定される特定非常災害が発生したときや、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき等が該当し、点検を困難にさせる事由が生じた日から4月を超えない範囲で点検期限を延長することができる。（R2. 12. 25消防危第304号通知）
  - (7) デジタル技術（ドローンやAI等を用いた技術）による危険物施設の点検や災害時の現場確認等を行おうとする場合は、予防規程に定めることとされている「危険物の保安のための巡視、点検及び検査」や「災害その他の非常の場合に取るべき措置」等に該当するものであることから、危険物施設の所有者等において作成された飛行計画書については、予防規程の関連文書として位置付けることとして運用されたいこと。また、予防規程の作成義務のない場合においても、ドローンの飛行に伴う危害防止の観点から、安全管理に関する社内規定やマニュアル等に飛行計画を位置付けるとともに、予防課へ情報提供するこ

と。(◆)

2 屋外タンク貯蔵所等の不等沈下測定方法について (H8. 2. 13消防危第28号通知)

屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンク及び海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) の定期点検における不等沈下の測定については、次のとおりとする。

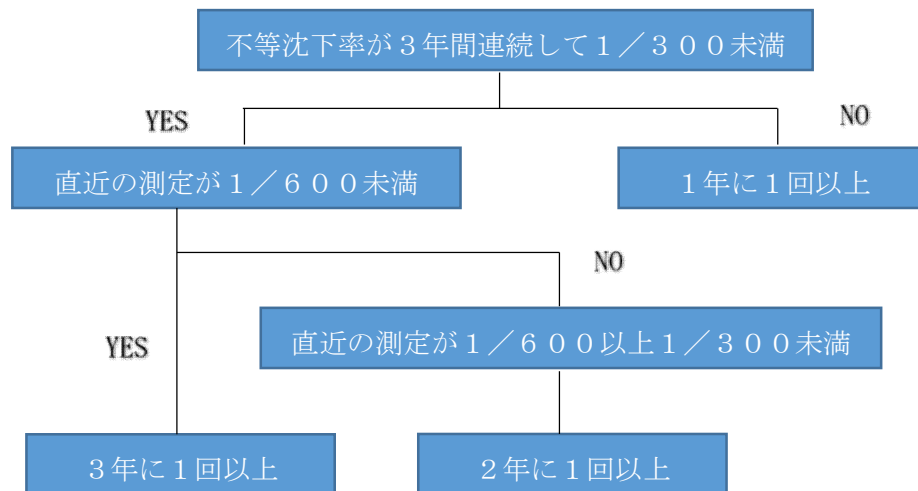
(1) 実施時期等

不等沈下に関する定期点検については、1年に1回以上のレベル計等の測定機械を用いた不等沈下量の測定を原則とするが、次に定める条件に適合するものにあつては、当該測定時期を次に定めるそれぞれの時期とすることができる。なお、レベル計等を用いた不等沈下量の測定による点検を行わない期間においては、1年に1回以上の目視による点検を行うものとする。

ただし、次回測定時期までの間に目視による点検等において異常が認められた場合、屋外タンク貯蔵所の周囲でタンクの基礎・地盤に影響を与えるおそれのある工事が行なわれた場合又は屋外貯蔵タンクに影響を与えるおそれのある地震等が発生した場合には、レベル計等を用いた不等沈下量の測定を実施すること。

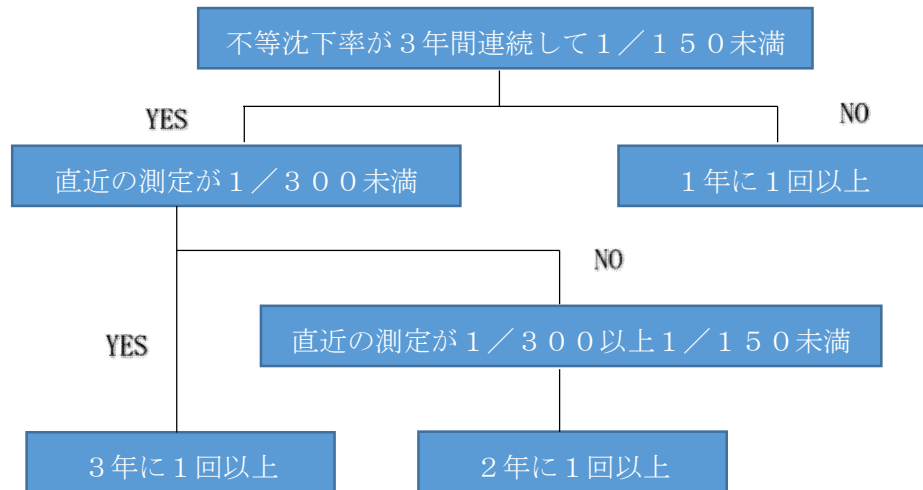
ア 特定屋外タンク貯蔵所

- (ア) 不等沈下率 (屋外貯蔵タンクの直径に対する当該屋外貯蔵タンクの不等沈下量の割合をいう。以下同じ。) が、3年間連続して $1/300$ 未満であったもののうち、直近における不等沈下率が $1/600$ 以上 $1/300$ 未満のもの 2年に1回
- (イ) 不等沈下率が、3年間連続して $1/300$ 未満であったもののうち、直近における不等沈下率が $1/600$ 未満のもの 3年に1回



イ 特定以外の屋外タンク貯蔵所

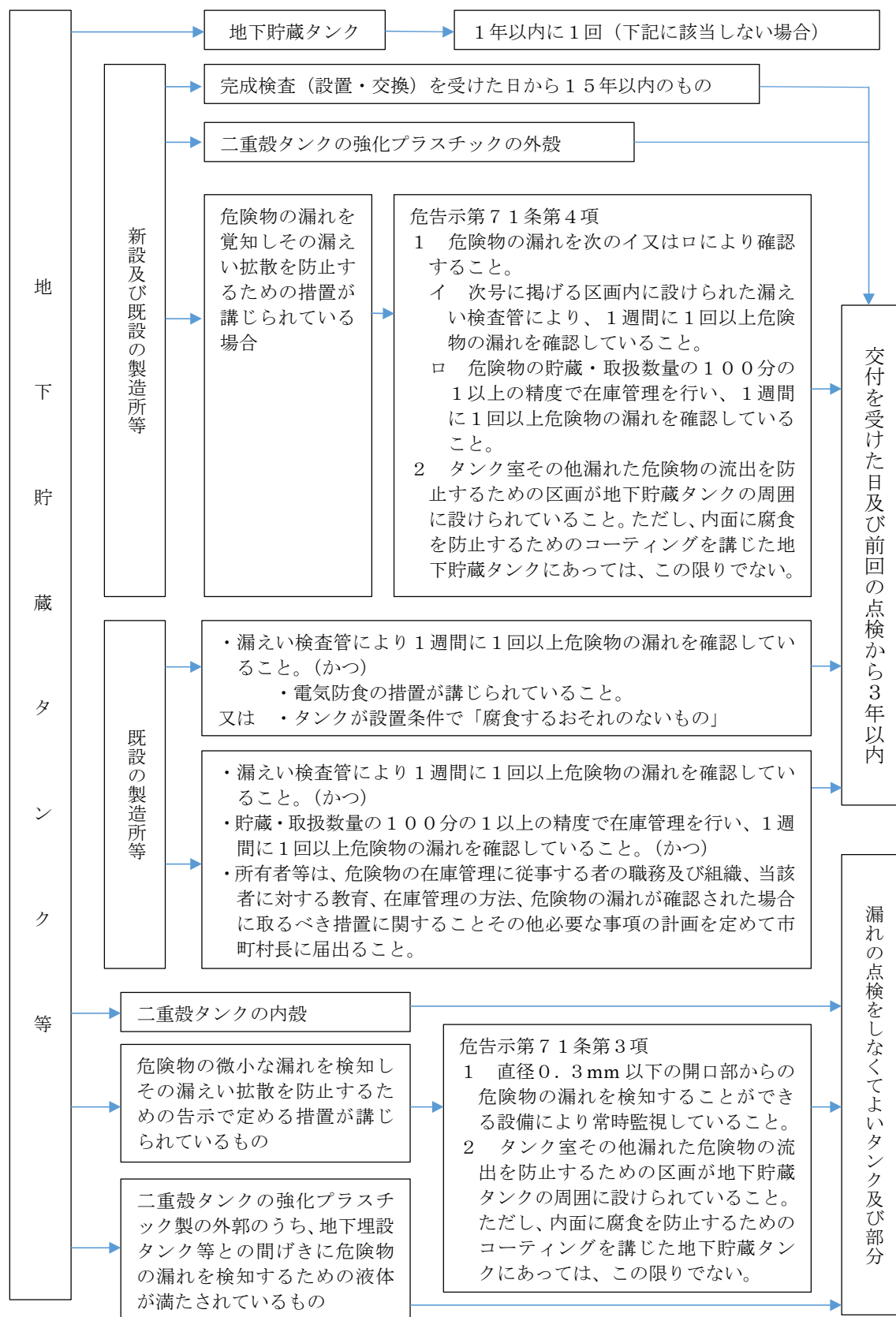
- (ア) 不等沈下率が、3年間連続して $1/150$ 未満であったもののうち、直近における不等沈下率が $1/300$ 以上 $1/150$ 未満のもの 2年に1回
- (イ) 不等沈下率が、3年間連続して $1/150$ 未満であったもののうち、直近における不等沈下率が $1/300$ 未満のもの 3年に1回



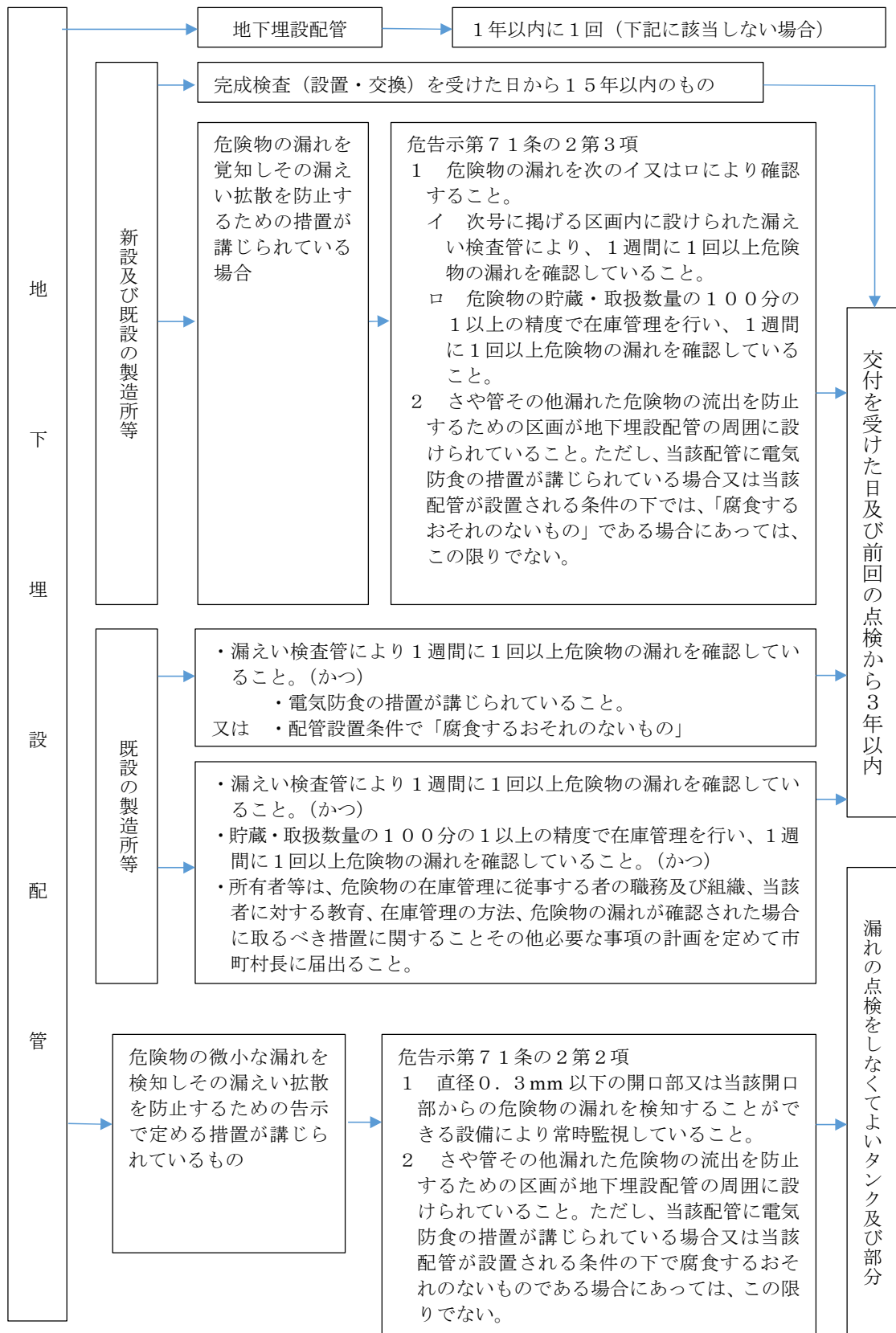
(2) 実施結果の記録

不等沈下量の測定による点検実施結果については、H3. 5. 29消防危第48号通知別記4-1及び4-2の点検表の点検結果の欄に不等沈下率を記載すること。

地下貯蔵タンク等の定期点検（漏れの点検）



地下埋設配管に係る定期点検（漏れの点検）



## 第18 内部点検の期間延長の申請

- 1 内部点検の期間延長申請に添付する図書
  - (1) 危則第62条の5第4項に規定する申請書（危則様式第35）
  - (2) 敷地内配置図
  - (3) 危険物の除去措置及び流入防止が確認できる書類
  - (4) その他必要な書類
- 2 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検に関する事項（H21.10.27消防危第193号通知）

特定屋外タンク貯蔵所において、危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、市長が保安上、支障が無いと認めた場合には、当該特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、内部点検の期間及び点検保存期間を市長が定めた期間延長することができることとされたが、その運用については次のことに留意すること。

  - (1) 内部点検期間延長の事由
    - 第153(1)の例によること。
  - (2) 例外とする危険物の貯蔵及び取扱い
    - 第153(2)の例によること。
  - (3) 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の内部点検の実施期間

危則第62条の5第3項の規定に基づき内部点検の期間が延長された後、期間延長後の内部点検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合には、特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、次のア又はイに定める期間までに内部点検を実施すること。

    - ア 変更前の内部点検の実施時期までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合であつては、変更前の内部点検の実施時期
    - イ 変更前の内部点検の実施時期より後で、かつ、期間延長後の内部点検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、再開の日の前日

## 第19 内部点検の時期延長の届出

- 1 内部点検時期延長届出書に添付する図書
  - (1) 危則第62条の5第2項に規定する届出書（危則様式第33、危則様式第34）
  - (2) 敷地内配置図
  - (3) KHKの技術援助報告書
  - (4) 2に示す保安のための措置関係書類
  - (5) その他必要な図書
- 2 保安のための措置関係（H12.3.21消防危第31号通知）
  - (1) 特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況に関する申請添付資料

| 項目                       | 資料内容   |
|--------------------------|--|
| コーティング                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーティングに関する指針に基づくチェックリスト</li> <li>・屋外貯蔵タンクの内面コーティング等の管理技術に係る講習を終了したことを示す資料等コーティング等の施工に関して専門的技術及び経験を有すると認めることのできる資料</li> </ul>                             |
| タンク底部外面の腐食防止措置           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルトサンドの場合は、施工範囲、施工厚さを明示した図面又は資料</li> <li>・電気防食の場合は、防食設置の設置位置を示した図面、対地電位（瞬間オフ電位）測定記録資料</li> </ul>  |
| 板厚<br>補修・変形              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・板厚測定記録図面及び資料</li> <li>・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料</li> <li>・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料</li> </ul>  |
| 不等沈下<br>支持力・沈下<br>維持管理体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料</li> <li>・タンク本体の経年沈下量測定記録資料</li> <li>・過去1年間の教育訓練実施記録資料（実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの）</li> <li>・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料</li> </ul> |

- (2) 特定屋外貯蔵タンクの貯蔵管理等の状況に関する申請添付資料

| 項目                       | 資料内容   |
|--------------------------|--|
| 水等成分管理の実施<br>腐食率         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯蔵危険物の水分等管理要領及び管理記録資料</li> <li>・板厚測定記録図面及び資料</li> <li>・板の経過年数に関する資料</li> </ul>   |
| タンク底部外面の腐食防止措置           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルトサンドの場合は、施工範囲、施工厚さを明示した図面又は資料</li> <li>・電気防食の場合は、防食設置の設置位置を示した図面、対地電位（瞬間オフ電位）測定記録資料</li> </ul>  |
| 補修・変形                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料</li> <li>・有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料</li> </ul>   |
| 不等沈下<br>支持力・沈下<br>維持管理体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料</li> <li>・タンク本体の経年沈下量測定記録資料</li> <li>・過去1年間の教育訓練実施記録資料（実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの）</li> <li>・過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料</li> </ul> |

- 3 内部点検期間延長についての留意事項

危則第62条の5第1項ただし書きの適用による内部点検期間の延長は、保安上の観点から判断し必要最小限のものに限り適用されるものであり、次によること。

ア 災害その他非常事態が生じた場合

イ 保安上の必要が生じた場合

ウ 使用の状況（計画を含む。）等に変更が生じた場合

## 第20 休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンクの外殻及び地下埋設配管の漏れの点検期間延長の申請

### (休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検の期間延長の承認)

- 1 漏れの点検期間延長申請に添付する図書
  - (1) 危則第62条の5の2第3項に規定する申請書（地下貯蔵タンク又は二重殻タンク）  
（危則様式第42）、危則第62条の5の3第3項に規定する申請書（地下埋設配管）（危則様式第43）
  - (2) 敷地内配置図
  - (3) 危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、保安上支障がないことが確認できる書類
  - (4) その他必要な書類
- 2 危険物の貯蔵及び取扱いを休止している地下貯蔵タンク又は地下埋設配管の漏れの点検に関する事項（H22.7.8消防危第144号通知）
  - (1) 漏れの点検期間及び点検記録保存期間延長の事由  
危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市長が保安上支障がないと認める場合は次のとおりとすること。
    - ア 危険物が清掃等により完全に除去されていること。
    - イ 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。
  - (2) 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の漏れの点検の実施時期  
危則第62条の5の2第2項ただし書き及び第62条の5の3第2項ただし書きの規定に基づき漏れの点検の期間が延長された後、所有者等が申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次のア又はイに定める期限までに漏れの点検を実施すること。
    - ア 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合  
にあっては、延長申請前の漏れの点検の実施期限
    - イ 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定日  
以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、再開の日の前日

## 第21 譲渡又は引渡の届出

### (製造所等の設置変更等)

#### 1 譲渡又は引渡の意義

(1) 譲渡とは、贈与、売買等の債権契約により所有権を移転することをいう。

(2) 引渡とは、競売、賃貸借、相続、合併、その他法律関係の有無を問わず、物の事実上の支配が移転することをいう。

#### 2 譲渡引渡を証明する書類は、譲渡若しくは引渡の登記の写し又は譲渡若しくは引渡を受けた者の発行した念書（当事者の連名によるもの）等とする。

#### 3 譲渡又は引渡届の手続きについては、当該届出書の「譲渡又は引渡を受けた者」及び「譲渡又は引渡をした者」の欄中「譲渡又は」及び「又は引渡」のいずれかの文字を抹消して届出に係る内容を明らかにすること。

#### 4 次の事例は、法第11条第6項に規定する引渡に該当しない。なお、引渡としての設置者の地位の承継は、当該危険物施設を変更する権限の移動の有無がその主要な判断要素と考えられるものである。(S58.11.17消防危第119号質疑)

(1) 油槽所運営委託契約書に基づき契約を締結した場合

油槽所の運営管理を委託するもので施設の所有権は移転していない。

(2) 給油取扱所賃貸借契約書に基づき契約を締結した場合

給油取扱所の設備一切を賃借し石油製品等の販売及びこれに付帯する業務のために使用するもので、この設備に係る所有権は移転していない。

## 第22 品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出

### (貯蔵又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出)

- 1 製造又は取り扱いの工程の増減により、品名、数量又は指定数量の倍数の変更がある場合は、これに係るフロー図を添付すること。
- 2 変更の届出を要する工事により、品名、数量又は指定数量の倍数の変更がある場合で、第4「軽微な変更工事」に該当しないときは、変更許可申請を行うこと。
- 3 品名、数量又は指定数量の倍数変更により、保有空地が拡大される等の、位置、構造の基準の変更又は消火設備の基準の変更を伴う場合は、変更許可申請を行うこと。  
ただし、保有空地が縮小される場合は、本届出とすることができる。
- 4 移動タンク貯蔵所及び屋外タンク貯蔵所は、品名変更には該当しない化学名又は商品名の変更(品目変更)についても、品名、数量又は指定数量の倍数変更届に添えて届出ること。
- 5 品名変更には該当しないが、新たに特異な危険物(これまで一度も届出されていないものに限る。)を貯蔵又は取り扱う場合には、その代表的なものの危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写しを、品名、数量又は指定数量の倍数変更届(危則様式第16)に添えて届出ること。
- 6 品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書の添付図書の例
  - (例1) 移動タンク貯蔵所
    - (1) 危則第7条の3に規定する品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書
    - (2) 危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写し(特異な危険物でその代表的なものに限る。)
    - (3) 危険物の比重証明書
    - (4) 側面枠取付図(設置角度計算を含む。)(従前より積載重量が増加する場合に限る。)
    - (5) その他必要な図書
  - (例2) 屋外タンク貯蔵所
    - (1) 危則第7条の3に規定する品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書
    - (2) 危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写し(特異な危険物でその代表的なものに限る。)
    - (3) 構内配置図(保有空地、敷地内距離、構内道路等を明示したもの)
    - (4) タンク容量計算書(数量変更のみ)
    - (5) 防油提容量を示す図書(数量変更のみ)
    - (6) 消火設備検討書
    - (7) その他必要な図書
- 7 強化プラスチック製二重殻タンクの品名変更について(H22.7.8消防危第144号通知)  
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(H22総務省令第71号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(H22総務省告示第246号)の施行(H23.2.1)後、既設の強化プラスチック製二重殻タンクにおいて、自動車ガソリン、灯油、軽油又は重油(一種に限る)以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、設置者等から法第11条に基づく変更許可の申請又は法第11条の4に基づく危険物の品名変更の届出がなされた際に、当該タンクの内殻に使用される強化プラスチックと同じ材質の強化プラスチックと判断できる試験片を用いた耐薬品性能試験(繊維強化プラスチックの対薬品試験方法JIS K 7070)の結果を添付すること。  
なお、内面コーティングを施した鋼製一重殻タンクも同様とすること。(◆)

## 第23 廃止の届出

### (製造所等の廃止の届出)

- 1 廃止の届出は、製造所等の用途が廃止若しくは災害等により使用不能になった場合又は製造所等の区分を変更した場合に届出ること。(S37.9.17自消丙予発第91号質疑)
- 2 みだりに放置された製造所等については、関係者において法第3章に規定する占有者として適当な者を選出させ、当該占有者により用途廃止等について、消防法上必要な措置を講じさせるものとする。(S51.2.21消防危第117号質疑)
- 3 地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針(H3.7.11消防危第78号通知)

#### (1) 廃止タンクの危険性に関する周知徹底

用途を廃止した地下貯蔵タンク(以下「廃止タンク」という。)は、内部の危険物を完全に抜き取ったように見えても、タンクの内部のさび等の隙間に危険物が残留し、一定時間経過するとタンク内部に危険物の蒸気が充満するが多いこと、また、タンク内部に危険物の蒸気がほとんど見られない場合でも、溶断機等を使用して過熱すると蒸気が発生する可能性が高いことなどの廃止タンクの危険性について、作業員等に周知徹底を図ること。

#### (2) 廃止時の留意事項

ア 廃止タンク内及び配管内の危険物を完全に抜き取ること。この場合において、引火点が40℃未満の危険物を抜き取る場合は、静電気を除去するために、廃止タンク、抜き取りポンプ及び収納容器を接地するとともに、電気機器は防爆構造のものを使用すること。

イ 廃止タンク内を乳化剤、中和剤等で洗浄後、気相部が生じないようにタンク頂部まで水を充填するか、又はガス検知器で廃止タンク内に可燃性蒸気がないことを確認すること。

ウ 廃止タンクは、撤去することを原則とするが、やむを得ず廃止タンクを埋設した状態にしておく場合は、水又は砂をタンク内に完全に充填すること。

#### (3) 廃止タンク掘り起こし時の留意事項

ア 廃止タンクのマンホール、ソケット等の開口部を閉鎖してから廃止タンクの周囲を掘削すること。

イ 廃止タンクの周囲の土には、危険物が残存していることがあるので、ガス検知器で可燃性蒸気の有無を確認するとともに、可燃性蒸気が検知された場合には、周囲の土に中和剤を散布し、掘削穴に可燃性蒸気が充満しないようにすること。

ウ 危険物配管は、撤去することを原則とするが、やむを得ず火気を使用する場合は、配管内を洗浄し、フランジ部を遮断する等タンクへの空気の流通をたった後に行うこと。

#### (4) 廃止タンク解体作業時の留意事項

ア 廃止タンクの解体は、解体工場等の安全な場所で行うこと。

イ 解体作業に従事する作業者に対して、貯蔵されていた危険物の性状、作業手順及び安全の確認について周知徹底すること。

ウ 消火器を準備しておくこと。

エ 解体作業者は、廃止タンクの鏡板の前で作業しないこと。

オ マンホールの無い廃止タンクの解体作業は、まず、タンクに十分な開口部を設けることから開始することとし、溶断機等の火気を使用する場合は、次のいずれかによる安全に配慮した方法で行うこと。

(ア) 廃止タンク内に水を充填し、可燃性蒸気及び空気を大気中に放出し、廃止タンク内の気相部をなくしてから開口部を設ける方法

(イ) 廃止タンク内に窒素ガス等の不燃性気体を流し続け、廃止タンク内の可燃性蒸気及び空気を不燃性気体で置換してから開口部を設ける方法

(ウ) (ア) 又は (イ) と同等以上の安全性を有する方法

(5) その他

ア 埋設された状態の廃止タンクを掘り起こして解体する場合にあっても、(3)及び(4)によること。

イ 廃止タンクを売却し、又は譲渡する場合は、(3)及び(4)の留意事項中必要な安全対策事項を相手側に通知すること。

4 「残存危険物の処理」の欄には、火災・爆発等の事故防止のため危険物施設内に可燃性混合気が滞留しない状態とする等の処理の方法について記載すること。(H17.1.14消防危第14号通知)

5 廃止届(危則様式第17)は、製造所等の危険物等を除去し、全ての危険物設備を撤去した後、設置及び変更許可証並びに完成検査済証の返納と併せ届出ること。なお、屋外タンク貯蔵所等の貯蔵タンク(20号タンクを含む。)を廃止する場合は、タンク検査済証を添付し返納すること。(◆)

## 第24 移送の経路等の通知

### (危険物の移送)

1 アルキルアルミニウム等の危険物を移送する場合における移送の経路その他必要な事項を記載した書面の記載方法、送付方法等について (S47.9.13消防予第133号通知)

#### (1) 移送の経路等に関する書面の記載方法

危則別記様式第7の2に定める移送の経路等に関する書面(以下「移送計画書」という。)の記載は、道様式の備考によるほか、次によること。

ア 移送者の欄は、アルキルアルミニウム等の危険物を移送する移動タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者の住所及び氏名を記載し、押印すること。

イ 危険物の製造者の欄は、アルキルアルミニウム等の危険物を製造する事業所の所有者、管理者又は占有者の住所及び電話番号並びに氏名を記載すること。

ウ 危険物の欄は、移送する危険物の類、品名及び化学名並びに1回の移送における最大数量を記載すること。

エ 移送の経路の欄は、次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 移送の経路は、図面により示すこと。

(イ) (ア)の図面には、次に掲げる事項を記載すること。

a 出発地及び移送先の市町村名並びに出発地及び移送先の事業所名

b 主要通過道路名

c 主要通過地名

d 都道府県境界

e 移送経路途中において休憩又は積荷点検をする場所がある場合は、その場所

f 移送経路途中において消火薬剤を保管している場所がある場合は、その場所

g a、c及びeに掲げる場所の発着又は通過予定時刻

(ウ) (ア)の図面には、次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

a 出発地及び移送先の事業所名及び所在地

b (イ) fの消火薬剤保管場所の事業所名、事業所の所在地及び電話番号

#### (2) 移送計画書の送付方法

関係消防機関への移送計画書の送付は、次によること。

ア 移送計画は、出発地の消防機関及び出発地の都道府県消防主管課に提出すること。この場合、出発地の都道府県消防主管課に対して提出する部数は、当該都道府県の分のほか、当該都道府県下の移送の経路にあたる消防機関の数、移送の経路にあたる都道府県(以下「関係都道府県」という。)の数及び関係都道府県管下の移送の経路にあたる消防機関の数を合算した数に相当する部数とすること。

イ 出発地の都道府県消防主管課が、アにより移送計画書を受理した場合は、すみやかに、当該移送計画書を当該都道府県管下の移送の経路にあたる消防機関及び関係都道府県の消防主管課に送付するとともに、移送する危険物の特殊性にかんがみ、その写しを当該都道府県の公安委員会に送付すること。

ウ 関係都道府県の消防主管課がイにより移送計画書を受理した場合は、すみやかに、当該移送計画書を当該関係都道府県管下の移送の経路にあたる消防機関に送付するとともに、その写しを当該関係都道府県の公安委員会に送付すること。

#### (3) その他

ア 移送計画書の変更

移送計画書の記載事項を変更する場合は、改めて移送計画書の送付を要するものとし、移送計画書の変更に係る事項が、移送の経路の全域におよぶものである場合には(2)により、移送経路の部分的変更等特定の区域(以下「変更特定区域」という。)に限定されるものである場合には、次により送付すること。

(ア) 移送計画書は、変更特定区域を管轄する都道府県の消防主管課に提出すること。

この場合、当該都道府県の消防主管課に対して提出する部数は、当該都道府県の分のほか当該都道府県管下の移送の経路にあたる消防機関の数に相当する部数とすること。

(イ) 都道府県の消防主管課が(ア)により移送計画書を受理した場合は、速やかに当該移送計画書を当該都道府県管下の移送の経路にあたる消防機関に送付するとともに、その写しを当該都道府県の公安委員会に送付すること。

イ 関係警察機関との協議

関係消防機関がアルキルアルミニウム等の危険物を移送しようとする者に対して、移送の経路の変更を指導しようとする場合には、あらかじめ、関係警察機関と緊密な連絡協議のうえ行うこと。

## 第25 危険物保安統括管理者の選任・解任の届出

(危険物の保安に関する業務を統括管理する者)

- 1 事業所を統括する者とは、当該事業所の所長、工場長等管理監督的な地位にある者をいう。  
(S51.7.8消防危第22号通知)
- 2 危険物保安統括管理者の選任又は解任の届出(危則様式第19)は危則第47条の6の規定によるもののほか、指定施設とその指定数量の倍数一覧を添付すること。

## 第26 危険物保安監督者の選任・解任の届出

(危険物の保安を監督する者)

- 1 選任を必要とする製造所等(危令第31条の2)

| 危険物の種類         | 第4類のみの危険物            |       |                       |       | 左欄以外の危険物                 |                           |
|----------------|----------------------|-------|-----------------------|-------|--------------------------|---------------------------|
|                | 指定数量の倍数が<br>30倍以下のもの |       | 指定数量の倍数が<br>30倍を超えるもの |       | 指定数量の倍<br>数が30倍以<br>下のもの | 指定数量の倍<br>数が30倍を<br>超えるもの |
| 危険物の引火点        | 40℃以上                | 40℃未満 | 40℃以上                 | 40℃未満 |                          |                           |
| 製造所            | ○                    | ○     | ○                     | ○     | ○                        | ○                         |
| 屋内貯蔵所          |                      | ○     | ○                     | ○     | ○                        | ○                         |
| 屋外タンク貯蔵所       | ○                    | ○     | ○                     | ○     | ○                        | ○                         |
| 屋内タンク貯蔵所       |                      | ○     |                       | ○     | ○                        | ○                         |
| 地下タンク貯蔵所       |                      | ○     | ○                     | ○     | ○                        | ○                         |
| 簡易タンク取扱所       |                      | ○     |                       | ○     | ○                        | ○                         |
| 移動タンク取扱所       |                      |       |                       |       |                          |                           |
| 屋外取扱所          |                      |       | ○                     | ○     |                          | ○                         |
| 給油取扱所          | ○                    | ○     | ○                     | ○     |                          |                           |
| 第1種販売取扱所       |                      | ○     |                       |       | ○                        |                           |
| 第2種販売取扱所       |                      | ○     |                       | ○     | ○                        | ○                         |
| 移送取扱所          | ○                    | ○     | ○                     | ○     | ○                        | ○                         |
| 一般取扱所          | ○                    | ○     | ○                     | ○     | ○                        | ○                         |
| 容器詰め替え用<br>消費用 |                      | ○     | ○                     | ○     |                          |                           |

○印は危険物保安監督者を選任しなければならない対象施設

なお、危険物保安監督者として選任する者は施設の管理監督が行える立場にある者とするこ  
と。(◆)

- 2 選任の届出(危則様式第20)をするときには、危険物取扱者免状の写し及び危則第48条の  
3に規定する実務経験証明書(危則様式第20の2)を添付すること。
- 3 危険物保安監督者の被選任要件とされている6ヶ月以上の実務経験は、法第11条第1項の  
規定に基づいて設置された製造所等における6ヶ月以上の危険物の取り扱いの実務経験を有し  
ていればよく、危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものでは  
ない。(H1.7.4消防危第64号質疑)
- 4 危険物の取扱い作業に従事していなかった者を危険物保安監督者に選任する場合で、当該作  
業に従事することとなった日から起算して過去2年以内に危険物取扱者免状の交付又は保安講

- 習を受けていない場合には、選任の際に1年以内に保安講習を受講する旨を記載すること。
- 5 保安監督者の選任数については、製造所等の保安の監督の責任を明確にするために、原則として、1施設につき1名とする。ただし、製造所等の就業状況で保安監督者が不在になる施設においては、複数の危険物保安監督者及び代理者を選任することができる。(◆)
  - 6 保安監督者の選任を必要とする製造所等を設置した場合は、当該製造所等の完成検査済証の交付を受ける際に危険物保安監督者の選任届を提出すること。(◆)
  - 7 共同住宅等の燃料供給施設にあっては、危険物保安監督者を選任する義務がある。(H16.6.4消防危第62号質疑)
  - 8 実務経験証明書記載要領 (H31.2.14消防危第34号通知)
    - (1)「氏名」欄は、証明を受ける者の氏名と生年月日を記載すること。
    - (2)「製造所等」欄は、危険物保安監督者として選任させる製造所等の区分、設置許可年月日、許可番号及び設置場所を記入すること。
    - (3)「取扱期間」欄は、実務経験の期間を記入すること。また、括弧内には、合計の年月を記入すること。
    - (4)「証明年月日」は、記載内容を証明する年月日を記入すること。
    - (5)「事業所名」は、実務経験をした製造所等がある事業所の事業所名を記入すること。
    - (6)「所在地」は、当該事業所の所在地を記入すること。
    - (7)「証明者」は、事業所の長等、当該事業所における業務を統括、管理する者とし、その者の職名及び氏名を記入すること。

## 第27 予防規程の制定・変更の認可申請（危則様式第26）

### （予防規程）

- 1 予防規程を定めなければならない製造所等の存する事業所の社内規定が、当該準則等の要件を満たしている場合は、その形式にかかわらず認可することができる。（◆）
- 2 予防規程の認可について（S40. 11. 2自消丙予発第178号通知）

#### （1）予防規程の性格

予防規程は、火災の予防に資するため、法第10条第3項に基づく危令第4章の規定に従い、製造所等の具体的態様に応じて定められた危険物の貯蔵又は取扱いに係る具体的保安基準たるところにその本質があり、その内容が企業の発案に係るところから自主保安基準とも称されるものである。

#### （2）作成単位

予防規程の作成が義務付けられている施設は、危令第37条に定める製造所等であるが、予防規程としては、該当する個々の製造所ごとに作成するよりむしろ災害発生との関連性及び企業の有機的、一体的運営を勘案し、事業単位に1の予防規程に集約し、該当する全ての危険物施設を網羅するように規定すること。

#### （3）内容の具体性の程度

予防規程の内容は、できるだけ具体的に記載することが望ましいが、法律上の要件として綿密かつ詳細なものまで要求するものでなく、具体性の程度は、関係当事者に委ねるものとする。ただし、危険物施設の様態に応じ、複雑で規模の大きいものほど、より具体的で、かつ、詳しい内容になるように作成すべきであるが、この場合においても個々の作業にわたる基準や防災計画等まで記載することは、予防規程を極めて複雑なものとするおそれがあるので、このような場合は従業員等に対する火災予防上指針となる事項を概括的に記載するに留めるものとする。

#### （4）記載事項

記載事項は、基本事項と細目的事項とに分かれるが、基本的事項は、予防規程の作成の目的を達しうる最小限度の内容に留めるものとする。

細目的事項は、火災その他の災害を防止するため、企業側が任意に記載した保安上の遵守事項や基本的事項に付随した事項がこれに該当するが、危険物施設以外の施設にわたる内容が記載されていても、これを排除するものではない。

基本的事項は、おおむね次のとおりである。

- ア 危険物施設において危険物の貯蔵又は取扱いの作業を行なう者及び取扱い作業にかかる設備等の保守を行なう者並びに危険物施設の防火管理業務を行なう者の職務及び組織に関する事項
- イ 危険物施設における危険物の貯蔵又は取扱いにかかる作業の方法及び設備等に関する事項
- ウ 危険物施設における火気の使用その他防火管理について一般的に遵守しなければならない事項
- エ 危険物施設において危険物の貯蔵又は取扱いの作業を行なう者及び保守を行なう者の保安教育に関する事項
- オ 危険物施設における設備等の検査に関する事項
- カ 危険物施設の設備等の整備及び補修に関する事項
- キ 危険物施設において火災等が発生した場合における消防活動その他応急措置に関する事項

#### （5）認可基準

次の各号の一に該当するときは、認可を与えないものとする。

- ア 基本的事項が明確でないとき
- イ 予防規程に危令第4章の規定に違反するものがあるとき

ウ その他火災の予防止不相当と認められる事項があるとき

(6) 他の保安法規の適用をうける危険物施設に対する取扱い

鉱山保安法第10条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等及び火薬類取締法第28条の規定による危害予防規程を定めている製造所等は、予防規程を定めなければならない製造所等から除外されているが、このことはこれら製造所等については予防規程の内容に相当する保安規定等があることを考慮したものである。したがって、危令第37条に規定する規模以上の危険物施設を有するこの種の事業所には、法第16条の5の規定に基づき、当該事業所で定めた保安規程又は危害予防規程を提出すること。

また、電気事業法に基づく保安規定の適用をうけている危険物施設については、当該保安規程の認可に影響を与えないものとする。

(7) 参考資料

危令第37条の規定により予防規程を定めなければならない製造所等の存する事業所の所有者、管理者又は占有者から、製造所等の区分、予防規程の適用の有無及び他の法律に基づく保安に関する規程の適用の有無を示した危険物施設の配置一覧表を予防規程の参考資料として提出するものとする。

(8) 「危険物の保安のための巡視、点検及び検査」や「災害その他の非常の場合に取るべき措置」のために、デジタル技術（ドローンやAI等を用いた技術）による危険物施設の点検や災害時の現場確認等を行おうとする場合は、予防規程に定めること。なお、危険物施設の所有者等において作成された飛行計画書については、予防規程の関連文書として位置付けるものとして運用されたい。(R5. 11. 22消防危第330号通知) (◆)

(9) 危険物施設の配管、フランジ、機器等（以下「対象設備」という。）から危険物が漏えいした場合に、対象設備に対する金属製の治具及びシール材を用いて運転を継続したまま補修する方法（以下「シール材補修工法」という。）等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）の実施から恒久的な修理を開始するまでの間、速やかに軽微な応急措置を講じた上で運転を継続しようとするときは、予め危険物の漏えい発生時から恒久的な修理に至るまでの一連の対応を対象として予防規程に定めてあること。なお、軽微な応急措置の実施から恒久的な修理が完了するまでの間、継続的にモニタリングを行い、対象設備の健全性が維持されることが条件となる。(R7. 12. 25 事務連絡)

3 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の予防規程について (H11. 6. 2消防危第53号通知)

予防規程が必要となるナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所においては、次の事項を明確にすること。

(1) ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う場所

(2) ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う体制

4 製造所等に設ける休憩室等の設置に係る予防規程について (H14. 2. 26消防危第30号通知)

製造所等における危険物の貯蔵及び取り扱いの全てに共通する基準として、「製造所等には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。」と規定（危令第24条第1項第3号）され、また、「製造所等においては、みだりに火気を使用しないこと。」と規定（危令第24条第1項第2号）されていることから、製造所等の内部に休憩室又は事務所等（以下「休憩室等」という。）を設置する場合における留意事項として、次の事項について予防規程に定めておくものとする。

(1) 休憩室等内への係員以外の者の出入り制限について、休憩室等を使用する者の数を必要最小限とする等の措置を講じるなど、管理者の十分な監督の実施に関すること。

(2) 休憩室等内に滞在する者の火災等の災害その他の非常の場合に取るべき消火、通報及び避難等の措置を実施する体制に関すること。

5 危険物から水素を製造するための改質装置の暖機運転時の遠隔監視に係る予防規程について (H24. 5. 23消防危第140号通知)

危険物から水素を製造するための改質装置（以下「改質装置」という。）について次の事項

を予防規程に明記すること。

(1) 改質装置の監視、制御を行う場所

(2) 改質装置の監視、制御を行う体制

(3) 改質装置における火災等の緊急時における連絡体制（消防機関への通報を含む）及び対応体制

(4) 改質装置における火災等の緊急時における連絡及び対応についての訓練

6 危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について（H24. 8. 21消防危第197号通知）

(1) 危険物施設に共通する津波対策

ア 津波対策を記載する必要がある製造所等

危則第60条の2第1項第11の2号に定める事項のうち津波にかかる事項については、平成29年3月に島根県から示された津波浸水想定図において、津波による浸水が想定された地域に所存する製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）が定める予防規程に記載すること。なお、当該津波浸水想定図が見直された場合は、対象となる製造所等についてもその都度見直すこと。

イ 予防規程に盛り込むべき主な事項

地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関する事項として予防規程に盛り込むべき主な事項は以下のとおりである。なお、予防規程の策定に当たっては製造所等の実態に即して必要な対策を具体化しながらこれを明確に規定するよう作業を進めることが重要であり、その詳細を予防規程とは別のマニュアルに記載し、予防規程の中で当該マニュアルを引用することも可能である。

(ア) 従業員等への連絡方法

設備の破損、停電、浸水等により通常使用している通信機器等が使用できない場合も考慮した上、津波警報が発令されたことや津波が発生するおそれのある状況であることを、津波襲来の切迫性も含めて従業員等へ伝達する方法

※従業員等に伝達すべき事項として津波到達予想時間、津波高さ等を明確化すること。

(イ) 従業員等の安全確保等に係る対応

地盤の液状化、構造物の破損、収容人員等を考慮した従業員等の避難経路、避難場所、避難方法等

※収容人員及び避難時間は必ず考慮して定めるとともに、津波が切迫した場合の緊急退避場所も検討して必要に応じて明記すること。

(ウ) 施設の緊急停止の方法、手順等

a 設備の破損、停電、浸水が発生した場合の対応

※停電が発生した場合の対応は必ず明記すること。

b 津波襲来までの時間に応じた対応

※確実に避難が可能となるよう、避難に要する時間を考慮して、地震時に対応できる時間を従業員等に周知するとともに、緊急停止その他の対応事項について対応時間内に優先して実施すべき事項を定めること。

c 施設の緊急停止に伴い危険物を取り扱う装置等での異常反応や圧力上昇等により火災流出等の事故が発生することがないように、施設における危険物の貯蔵・取り扱いの工程（プロセス）に応じた対応

※既に緊急停止基準が定められていれば改めて明記する必要は無いが津波の対策として既に定めたものを引用しておくこと。

d 緊急停止に係る設備機能が作動しない又は操作できない場合の対応

(エ) 施設の緊急停止等の実施体制

a 緊急停止等に対応できる時間が限られていることを考慮した、短時間で効果

的に行うための判断基準、権原及び従業員の役割

※休日、夜間においても迅速の緊急停止等の応急措置の実施の判断ができるよう検討した上で明記すること。

b 夜間や休日など、従業員の少ない時間帯における実施体制

(オ) 屋内貯蔵所、屋外貯蔵所及び移送取扱所の応急対策

a 屋内貯蔵所、屋外貯蔵所

危険物容器等の漂流を防止するため屋内貯蔵所の扉の閉鎖や避難する際の門扉の閉鎖

b 移送取扱所

ポンプの停止及び緊急遮断弁（手動弁含む）の閉止並びに関連事業所との連絡調整等の対応

(カ) 従業員への教育及び訓練

(ア) から (オ) までについての従業員への教育及び定期的な訓練

(キ) 入構者に対する周知

従業員以外の入構者に対する避難に係る事項の周知

(2) 屋外タンク貯蔵所に係る津波対策

ア 津波被害シミュレーションの実施

津波による屋外貯蔵タンクの被害形態は、津波浸水深、タンクの自重、タンクの内径、貯蔵危険物の重量等の状況により異なることから、屋外タンク貯蔵所の所有者等は、それぞれの状況を踏まえ具体的な被害予測を行った上で、屋外タンク貯蔵所の津波対策に関する事項について予防規程に定める必要がある。この被害予測の実施に当たっては、消防庁ホームページにおいて提供している屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールを活用すること。当該ツールの使用方法については、「屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールの提供について」（H24.8.1消防危第184号）の別添「屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールに係る利用マニュアル」を参照すること。

イ 予防規程に盛り込むべき事項

東日本大震災による屋外タンク貯蔵所の被害事例を分析した結果、タンク底板から3m以上の津波浸水被害を受けた屋外貯蔵タンクの附属配管の多くが破損したことが明らかとなったことから、予防規程には（1）イの内容に加え、以下の項目を盛り込むこと。

(ア) 特定屋外タンク貯蔵所

津波により特定屋外貯蔵タンクの付属配管が破損した場合は、タンク内に貯蔵された危険物が配管の破損箇所から流出するおそれが高いことから、タンク底板から3m以上の津波浸水が想定された特定屋外貯蔵タンクにあっては、配管を通じた当該タンクからの危険物の流出を防止する措置について予防規程に定める必要がある。当該措置については、以下のいずれかによることが適当である。

a 津波が到達する時間及び従業員等の避難を考慮した上で、休日・夜間を問わずに従業員がタンク元弁を手動で閉止できる体制を構築すること。この場合においては、従業員等への連絡方法、弁の閉止作業に伴う他の施設への影響及び弁の閉止に要する時間等について具体的な検討が必要である。

b 配管とタンクとの結合部分の直近に予備動力源が確保された遠隔操作によって閉鎖する機能を有する弁（緊急遮断弁等）を設置すること。この場合においては、従業員等への連絡方法、弁の閉止作業に伴う他の施設への影響及び弁の閉止に要する時間等について具体的な検討が必要であるとともに、地震時における予備動力源の信頼性について十分な検討が必要である。

なお、配管とタンクとの結合部分の直近にタンク内の危険物が配管に逆流することを防止する弁（逆止弁）が設けられている場合や、屋外貯蔵タンクの屋根上から

危険物の受入れ及び払い出しを行う配管が最高液面高さよりも上部に設けられている場合のように、津波より配管が破損した場合においても、タンクに貯蔵された危険物が当該破損箇所から流出するおそれがない場合については、a及びbの対策は不要である。また、津波浸水の想定がタンク底板から3m未満となる特定屋外貯蔵タンクにあっては、津波により配管が破損するおそれの低いことから、危険物の流出を最小限にとどめることは必要であるものの、原則として上記a及びbの対策までは要しないものである。

(イ) 特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所

容量が1,000k1未満の屋外貯蔵タンクにあっては、津波によりタンク本体が移動等の被害を受けるおそれが高いことから、所有者等は、津波被害シミュレーションの結果を踏まえ、可能な限り危険物の流出を最小限にとどめるための具体的な対策について検証を行い、予防規程に定めること。

※休日、夜間を問わずタンク元弁等を手動で閉鎖することについて、役割、体制を明記すること。

7 給油取扱所の予防規程について

(1) 給油取扱所に併設される物販店舗等のみの営業に係る予防規程について (H13.11.21消防危第127号通知)

給油取扱所における危険物の取り扱いの技術上の基準として、「給油業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずること。」と規定(危令第27条第6項第1号ワ)されているが、係員以外の者を出入させないための措置は、給油空地等の危険物を取り扱う部分に講ずれば足りるものであると解し、物販店舗等のみの営業を行う給油取扱所については、次の事項について予防規程に定めておくものとする。

ア 危険物保安監督者と物販店舗等との連絡体制の確立等により、危険物保安監督者が危則第48条第2号に規定する責務を行いうる体制の整備に関すること。

イ 係員以外の者を給油空地等の危険物を取り扱う部分へ出入させない措置及び危険物保安監督者との緊急時の連絡体制に関すること。

ウ 物販店舗等から給油空地等の危険物を取り扱う部分を見渡すことができるか、又は係員による適時適切な監視に関すること。

(2) 単独荷卸を行う給油取扱所等の予防規程について (H17.10.26消防危第245号通知、H30.3.30消防危第44号通知)

ア 予防規程に規定する内容

単独荷卸しが行われる給油取扱所等(給油取扱所、製造所・一般取扱所で地下タンクを有するもの、地下タンク貯蔵所)の予防規程は、次の項目が網羅されるように策定される必要があること。

なお、予防規程を定めなくてもよい給油取扱所等であっても、単独荷卸しを行う場合は、予防規程に準じた計画書を定めなければならない。(◆)

(ア) 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。

(イ) 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。

(ウ) 単独荷卸しの実施に関すること。

(エ) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。

(オ) 単独荷卸しの仕組み(給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項)に関すること。

(カ) 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。

イ 給油取扱所等の予防規程に添付する書類

給油取扱所等の予防規程に添付する書類は、次のとおりであること。

(ア) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類

(イ) 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名

(ウ) 石油供給者又は単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）

ウ 「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（H17. 10. 26消防危第245号通知）の内容（第2（2）オを除く。）に加え、次の条件を全て満たす場合は、運行管理者が運送業者の事務所等に常駐しないこととして差し支えない。（R5. 11. 20消防危第327号質疑）

(ア) 危険物保安監督者（危険物保安監督者の選任義務のない給油取扱所等にあつては危険物取扱者）と運行管理者との連絡体制。

(イ) 災害等発生時の応急措置（消火器による初期消火、乾燥砂や油吸着剤等による漏えい拡大防止、消防機関等への通報、作業異常時の対応等）に係る運行管理者から乗務員への指示体制。

(ウ) 運行管理者が（ア）及び（イ）の体制並びに連絡及び指示の方法について、予防規程又は単独荷卸し実施規程に定められていること。

(3) 給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の予防規程について（H30. 8. 20消防危第154号通知）

給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合にあつては、次のことを予防規程に定めるとともに、防爆構造又は規格の適合性を確認するため、使用する携帯型電子機器の仕様書等を添付すること。

ア 携帯型電子機器の仕様、当該携帯型電子機器への保護装置

イ 携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制

ウ 携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置（危則第60条の2第1項第11号関係）

(4) 給油取扱所における指定数量以上のガソリンの容器への詰め替え販売する場合の予防規程について（R1. 8. 7消防危第111号通知）

給油設備を用いて指定数量以上のガソリンの容器への詰め替え販売する場合にあつては次のことを予防規程に定めること。

ア 給油設備の給油ホースに接続される給油ノズルに設けられた満量停止装置等が確実に機能すること。

イ 詰め替え作業は危険物取扱者である従業員が原則として行うこと。

ウ 法令に適合した容器に詰め替えること。

(5) 給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務を行う場合の予防規程について（R2. 3. 27消防危第88号）

給油取扱所において屋外での物品の販売等の業務を行う場合にあつては、次のことを予防規程に定めること。

ア 出火・延焼防止に関する事項

イ 危険物の取扱い作業に関する運用及び管理体制に関する事項

ウ 火災時における避難経路及び避難誘導等に関する事項

エ 人・車両の動線に関する事項

(6) 給油取扱所の営業時間外における販売等の業務を行う場合の予防規程について（R3. 3. 30消防危第50号通知、R6. 2. 29消防危第40号通知）

給油取扱所の営業時間外における販売等（宅配ボックス等の無人営業、祭礼、イベント等の一時的利用を含む）の業務に当たっては、車両衝突・いたずら等による事故等の防止、火災等緊急時の措置、避難等の安全管理策を講じることを基本とし、次のことを予防規程に

定めること。なお、給油業務が行われていないときの係員以外の出入りにあつては、原則として、危険物保安監督者等の給油取扱所関係者による管理が必要である。給油取扱所の所有者等と給油業務が行われていないときに出入りする者が異なる場合は、契約、覚書等によって防火管理及び施設等の管理責任を明確化すること。この場合においても、危険物保安監督者等が給油取扱所の危険物保安を行う必要があること。

- ア 危険物施設の管理及び車両衝突・いたづら・放火等による事故の防止に関する事項
  - (ア) いたづら及び給油設備等の誤作動を防止するため、屋内・屋外の給油に関する設備（固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、ポンプその他危険物を取り扱う設備、制御卓等）に対する保護カバー又はノズルの施錠及び電源遮断等の措置
  - (イ) 施設利用に供さない部分の施錠
  - (ウ) 車両及び給油取扱所の従業員以外の者が危険物を取り扱う部分（固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、注入口及び通気管の周囲等）へ進入しないための進入区域を設定したパイロン、ロープ、進入防護柵等の措置
  - (エ) 不必要な物品の放置を禁止するための管理
  - (オ) 裸火の使用禁止措置（ただし、災害時等における可燃性蒸気の滞留するおそれのない場所での非常用を含む発電機等の使用する場合を除く。）

- イ 火災・漏えい事故等緊急時の措置に関する事項
  - (ア) 消火及び避難上有効となるよう消火器等の消防用設備の設置
  - (イ) 緊急時の対応・措置に関する表示（緊急時連絡先、事故時における具体的な措置・指示事項等）
  - (ウ) 危険物保安監督者等の給油取扱所関係者の立会いによる管理
  - (エ) 危険物取扱者と店舗等の係員との連絡体制

- ウ 避難及び不特定多数の者の利用に供する場合の留意事項
  - (ア) 収容人員又は利用者数の制限・管理
  - (イ) 屋内利用時の避難経路の確保

なお、祭礼・イベント等により一時的に利用する際には、あらかじめ利用用途及び利用者数を明確化した上で、条例第42条の3による届出をするものとする。

- エ 屋外での物品販売については、「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（R2.3.27消防危第88号通知）及び「給油取扱所に関する参考資料の送付について」（R2.3.30事務連絡）を参照すること。

#### (7) 過疎地の給油取扱所の予防規程について

移動タンク貯蔵所と可搬式等の給油設備を接続して給油する場合で、「地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について」（R3.3.30消防危第51号通知）別添2、2（4）における「給油業務を行う時間帯は、危険物の取扱い作業の有無を問わず、作業員が常駐し監視を行うこと。移動タンク貯蔵所が敷地内に駐車している間は、作業員が常駐し監視を行うこと」と「同等以上の安全性」が確認できる場合として、次に掲げる内容が予防規程に定められている場合は、作業員が常駐しないこととして差し支えない。（R5.11.8消防危第316号通知）

- ア 給油取扱所の見やすい箇所に、作業員の所在、連絡先及び注意事項（火気の使用の制限、取扱い場所の管理等）を掲示するとともに、給油設備等は作業員以外の者が使用できない措置を講じること。

イ 作業員が速やかに駆け付け可能な体制を確保すること。

- ウ 移動タンク貯蔵所が敷地内に駐車している間は、災害発生時の応急措置（危険物の流出防止、消火器による初期消火、二次災害の発生防止等）に備えること。

#### 8 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の予防規程について

- (1) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の予防規程について（H10.3.13消防危第25号通知）

顧客に対する監視その他保安のための措置に関することには、次のことが含まれること。

ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下この項において、「危険物取扱者等」という。）の体制

イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練

ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示

エ 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限設定

オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検

(2) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器を使用する場合の予防規程について (R2. 3. 27消防危第87号通知)

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器を使用する場合にあつては、次のことを予防規程に定めるとともに、防爆構造又は規格の適合性を確認するため、使用する可搬式の制御機器の仕様書等を添付すること。

ア 可搬式の制御機器の仕様、当該可搬式の制御機器への保護装置

イ 可搬式の制御機器の使用に関する火災等の災害が発生した場合に取るべき措置

ウ 可搬式の制御機器の使用に対する消火設備の適切な配置

エ 可搬式の制御機器の使用に関する教育・訓練

9 給油タンク車を用いて給油する給油取扱所には、給油タンク車を用いて給油することを明記すること。(H18. 4. 25消防危第106号通知)

10 電気自動車用急速充電設備を設置する給油取扱所の予防規程について (H24. 3. 16消防危第77号通知)

給油取扱所における流出事故発生時には電気自動車用急速充電設備（以下「急速充電設備」という。）の電源を速やかに遮断する必要があることから、次のことについて明記すること。

(1) 急速充電設備の使用状況を常時適切に監視する体制の構築に関すること。

(2) 急速充電設備にかかる従業員への教育及び緊急遮断装置の操作方法等に関すること。

11 自家用給油取扱所の所有者以外の者が、災害時における給油に関する相互応援協定（以下「協定」という。）を締結し、当該協定に基づく給油行為を行おうとする場合は、事前に自家用給油取扱所の所有者と協議の上、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」(H25. 10. 3 消防災第364号、消防危第171号通知)を参考とし、予防規程に準じた計画書（発災時の緊急対応や施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等を定めたもの）を作成するとともに、自家用給油取扱所の所有者も予防規程にその旨を明記すること。(R7. 12. 25 消防危第260号質疑)

12 製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の予防規程について (R7. 6. 30 消防危第140号)

製造所又は一般取扱所について、次の条件を満たす場所、且つ、予防規程（危令第37条に規定する製造所等に係るものに限る。）又は自主行動計画等（以下「予防規程等」という。）に必要事項を定めることにより、危令第24条第13号に規定する「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」に該当しないものと取り扱うことができる。

(1) 場所の条件

ア 建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分が存しない場所（以下「屋外の場所」という。）であること。なお、建築物の外壁等の中心線から突き出した軒やひさし等の部分のうち、当該建築物の建築面積に算入されない部分など、高い開放性を有すると認められる場所については、屋外の場所と取り扱うことができること。

イ 可燃性蒸気等（可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガス又は可燃性の微粉をいう。以下同じ。）の濃度が25%LEL（LEL:爆発下限界濃度）未満であると認められる

場所（以下「非危険場所」という。）であること。なお、非危険場所の評価に際して、測定箇所及び評価箇所が「令和6年度危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会報告書」3（3）ア及び資料2に基づき適切に設定され、第三者評価機関による評価結果等がなされていること。

(2) 予防規程等により確保すべき事項

ア 非危険場所に入出入りする者が次を遵守すること。

(ア) 非危険場所において電気機械器具等（防爆構造を有するもの及び携帯できないものを除く。（イ）及びイにおいて同じ。）を使用するときは、次の要件を満たす可燃性蒸気等の検知器を携帯し、当該検知器を常時稼働させることで安全を確認すること。

I 評価箇所において滞留することが想定される可燃性蒸気等の検知が可能なものであること。

II 評価箇所の環境（気温、湿度等）において使用が可能なものであること。

III 指示制度は±10%LEL以内であって、測定値を1%LEL以下の数値で表示できるものであること。

IV 警報設定値が25%LEL以下であること。

V 防爆構造を有するものであること。

VI 落下防止措置を講じたものであること。

(イ) 危険物の漏えい事故を発見した場合又は非危険場所において（ア）の可燃性蒸気等の検知器による警報を確認した場合は、直ちに、電気機械器具等の電源を遮断し、安全な場所へ当該電気機械器具等を退避させる措置等をとること。

なお、退避等については次の事項に留意すること。

I 退避先となる場所（以下「退避場所」という。）は、危険物施設の施設外又は危険物施設の施設内で事故等が起きた際の評価において可燃性蒸気等の濃度が25.0%LEL未満であると認められる場所であること。また、退避場所が複数ある場合は、非危険場所ごとに適切な退避先を事前に決定しておくこと。

II 退避経路について事前に確認しておくこと。

III 退避後は、必要な連絡又は通報等を行い、安全が確認できるまでは、当該電気機械器具等を退避場所以外の場所に持ち込まないこと。

IV 退避場所において当該電気機械器具等を使用する場合は、（ア）の可燃性蒸気等の検知器を常時稼働させることで安全を確認すること。

イ アに定める事項の具体的な内容について十分な教育訓練を受けた者以外の者が電気機械器具等を携帯した状態で非危険場所に入ることを禁止すること。

ウ 非危険場所において携帯できない電気機械器具等（防爆構造を有するものを除く。）を使用するときは、次の要件を満たすこと。

(ア) 当該電気機械器具等にア（ア）IからIVまでの要件を満たす可燃性蒸気等の検知器が内蔵され、又は取り付けられていること。

(イ)（ア）の可燃性蒸気等の検知器による警報を確認した場合は、直ちに、当該電気機械器具等（非防爆構造の可燃性蒸気等の検知器を含む。）の電源を遮断する機能等を有すること。

## 第28 休止、再開の届出（市規則様式第26号、様式第27号）

### （製造所等の休止、再開の届出）

- 1 市規則第16条第1号に規定する製造所等を3ヶ月以上休止しようとするときは、事前に休止の届出をするものとする。休止期間は原則3年とし、休止延長する場合は、再度休止届を提出すること。再開しようとするときも同様とする。なお、休止の届出には休止中の使用方法及び保安対策を添付すること。（◆）
- 2 屋内貯蔵所において、危険物の貯蔵を一定期間休止し、その間、非危険物の保管を認めても差し支えない。なお、この時休止中の使用方法及び再開時における保安上の点検方法についての資料を添付すること。（S56.11.17消防危第120号質疑）
- 3 休止時の注意事項（◆）
  - （1）休止する製造所等において、休止期間中は危険物の貯蔵及び取扱いがないこと。
  - （2）休止する貯蔵タンクにあっては、危険物が清掃等により完全に除去されていること。
  - （3）再開する前には、施設の点検を実施し、異常がないことを確認した後でなければ再開しないこと。

## 第29 製造所等の設置者等変更の届出（市規則様式第28号）

### （製造所等の設置者等の名称又は所在する場所の変更届出）

- 1 設置者でない製造所等の管理者又は占有者等（工場長、運営者等の代表者）に変更があるときも当該届出をするものとする。

## 第30 火気使用工事の届出（市規則様式第29号の2）

### （製造所等における火気使用工事の届出）

- 1 市規則第16条第5号に規定する作業を行うときは、事前に火気使用工事の届出をするものとする。
- 2 市規則第16条第5号の規定は、市規則第16条第4号の規定による製造所等の変更（軽微な変更工事）の届出をし、火気使用に対する安全対策を添付した製造所等については、適用しないものとする。（◆）

### 第31 災害発生の届出（市規則様式第30号）

#### （製造所等の災害発生の届出）

- 1 市規則第16条第6号の規定による災害とは、製造所等において発生した火災、漏えいの事故のみならず、地震及び風水害等の災害によって危険物施設内の構造や設備を壊損したのも含まれるものである。（◆）
- 2 災害発生時は、公共の安全を確保するため、直ちに応急の措置をとり、事故の拡大防止に努めるとともに、予防課へ電話による急報を行い、急報後遅滞なく届出ること。
- 3 事故後速やかな届け出を求めているため、発生原因は届け出時点で不明な点があれば、とりあえず推定される原因を記載したものを提出し、後に確定報を提出すること。（◆）
- 4 届出書に以下の内容をできるだけ詳しく記載すること。なお、記載しきれない場合は別紙を添付すること。（◆）
  - （1）発生日時、応急措置完了日時、処理完了日時
  - （2）施設及び機器等の設置年月日、損害の程度、損害見積額
  - （3）施設及び機器等の貯蔵・取扱い危険物の名称、数量及び指定数量の倍数
  - （4）施設及び機器等の名称、使用温度、常用圧力
  - （5）施設及び機器等の発生箇所及び発生時の稼働状況
  - （6）施設及び機器等の定期・自主点検・漏れ点検等の実施状況
  - （7）事故の概要
  - （8）応急措置の状況
  - （9）発生原因及び拡大の状況
  - （10）死者及び負傷者の数及び負傷程度（職名、氏名、年齢、性別）
  - （11）自衛消防組織の出動状況（車両台数、人数等）
  - （12）今後の事故防止対策

### 第32 作業従事者の届出（市規則様式第31号）

#### （製造所等の危険物取扱作業従事者の届出）

- 1 市規則第16条第7号の規定による届出は、全ての危険物施設を対象とするもので、危険物の取扱作業に主として従事する者が該当するものである。（◆）
- 2 届出には、危険物取扱者免状の写しを添付すること。（◆）